

令和三年神奈川県議会 文教常任委員会

令和3年5月12日

渡辺(ひ)委員

初めに、先ほど、当委員会で小川委員から質疑があった学校における生理用品の無償提供について、国をはじめ、我々もしっかりとこの点について取組をさせていただいているので、その質疑を受けて要望させていただきたいと思います。

質疑の中で、今後、モデル校を決めて、期間をある程度絞って行っていくという答弁がありました。これについては貧困に対する問題なので、速やかに対応してほしいと思うのです。

#みんなの生理という任意団体が行ったアンケート調査で、5人に1人の若い女性が貧困で、生理用品で苦労している、生理の期間は学校を休むという結果が出ました。県教育委員会としても、これは重たい結果だと思いますので、早急にスピード感を持って対応していただきたいです。

あわせて、県教育委員会の取組だけではなく、それをしっかりと検証した上で、市町村教育委員会、私学等に展開を図っていくことも重要だと思いますので、前向きな努力、取組をお願いしたいとまず要望したいと思います。

報告資料の中で気になった点を何点か質問します。

まず、報告資料の27ページについて、これも先ほど小川委員から、県立学校の児童・生徒の感染状況、ざっくりと累計で表示するのではなくて、変化や経緯が分かるようにしてほしいという質疑がありました。この資料に基づいて、私が特に気になったのは、感染経路という分類の中に、家庭内感染、学校内感染があります。一般的に家庭内感染は理解するわけですが、私が気になっているのは、この中でも学校内感染という記載です。

様々な感染対策を県教育委員会としても行ってきた中で、例えば、県立高等学校、中等教育学校で学校内感染が9%あり、県立特別支援学校で12%、教職員で3%あるということです。学校内感染とは、どのような定義、状況を言うのか、まず確認します。

保健体育課長

学校内感染については、文部科学省と確認したところ、保健所による積極的疫学調査の結果、感染者と他の児童・生徒が、学校内でマスクを外した食事の場面での会話といった教育活動により濃厚接触者に特定された場合や、拡大検査をすることになった児童・生徒が陽性となった場合とすることとされています。

渡辺(ひ)委員

もう少し平たく言うと、学校の中で感染したという捉え方で、定義に関してはよろしいですか。

保健体育課長

そのようです。

渡辺(ひ)委員

これは改善すべき点だと思うのです。その認証自体は保健所が行うにしても、

学校の中で感染が伝わっていく、広がっていった数字がこのように出ていることに対しては、重く捉えなくてはいけないと思うのです。その上で、次の質問は、それぞれの学校内感染、それぞれのケースについてどのような状況で起こったのかの原因究明は、県教育委員会として行っているのですか。

保健体育課長

学校内感染の一つの事例を申し上げますと、感染者となった生徒と学校と一緒に昼食を食べ、その際にマスクを外したまま会話をしたことから、保健所の調査において濃厚接触者とされ、調査の結果、陽性となった事例があります。保健所から、原因については、昼食中にマスクを外したまま会話をしたことと推察されるとの助言があり、その助言を受け、学校では校内でこのような行動が繰り返されることがないよう、児童・生徒への指導を強化、徹底するなど、感染拡大予防の徹底や見直しを行っているところです。

渡辺(ひ)委員

今、昼食という表現でしたが、それは給食という捉え方ですか。それともお弁当なのか分かりりますか。

保健体育課長

これについては、お昼、昼食ということです。

渡辺(ひ)委員

今、一例を挙げていただきましたが、このパーセンテージから見ると、実際はかなりの事例があると思うのです。原因を究明した上での、それに対する具体的な対策を教えてください。

指導部長

県立学校の場合、それぞれの学校から感染者が出た場合に報告してもらっています。その際、保健所から、濃厚接触者がいるのか、濃厚接触者の特定がされているのかといった状況報告、保健所からの助言事項、指導事項もそれぞれの学校から報告を頂いていますので、各学校の状況等も確認した上で、県教育委員会からも学校に対して、何か十分でない部分があったということであれば、そのことについての徹底を図るように指導しているところです。

渡辺(ひ)委員

例えば、我々など外部の方々には、どの学校で誰が感染したかは細かく情報開示されないという状況になっています。これは我々も理解しています。

一方、ある学校である生徒が学校内で感染したとの情報は、学校内で共有されているのですか。

指導部長

校内で学校の生徒と関係者が罹患をしたとの情報は、生徒、保護者には共有しています。

渡辺(ひ)委員

差別などの様々な問題が起きてはいけないので、きちんと扱わなければいけないと思いますが、少なくとも、ある学校で、そういう生徒が罹患したとして、同じことが学校内で起きないように、ある意味では反省事例としてしっかり徹底していくことが大事だと思うのです。そういうことも行っていますか。

指導部長

子供に關すること、人権上の問題もありますので、詳しいことは申し上げられないケースはありますが、伝えられる範囲で徹底をお願いすると同時に、子供たちの健康観察等のより一層の徹底、人権上の配慮のお願いを保護者にはお伝えしているところです。

渡辺(ひ)委員

うまく配慮しながら、同じことが同じ学校で起きないよう徹底していただきたいと思います。

あわせて、県教育委員会からも報告するということですが、具体的な学校の事例を、ほかの学校の対策として共有するという意味での情報共有はなされていますか。

指導部長

一つ一つの全ての事例というわけではありませんが、例えば、先日の県立大船高校の事例のようなケースについては、私ども、実際には私から、校長を集めた会議の場で直接、説明、注意喚起、どういうことを対応してほしいか具体に話をさせていただいている。

また、県立学校の場合には校長間でも情報共有を小まめにしていますので、どういう状況で発生したか、どのような対応を取っているかは校間で共有していただいているところです。

支援部長

補足しますと、県立学校での事例については、県教育委員会から各学校へ周知していると答弁がありましたが、同様の取組は、市町村教育委員会でも行われています。また、県教育委員会としても、県立学校での事例、市町村立学校での事例を踏まえた感染防止対策について、全県で市町村教育委員会と共有をしているという取組を行っています。

渡辺(ひ)委員

さらなる徹底をお願いしたいと思います。その上で、もう一点、別の角度で質問します。

同じ表の中で、高校、中等教育学校で45%が家庭内感染、特別支援学校で46%が家庭内感染とあります。先ほど言った学校内感染に関しても、この家庭内感染に起因して、当該生徒がそれを分からずに学校に来て、感染が広がるという流れもあるのではないかと私は思うのです。家庭内感染をしっかりと把握していくことは重要で、これは今まで、現状も行っていると思うのですが、家庭での生徒の状況、例えば、発熱、濃厚接触情報など様々にありますが、そういうことの把握は、どのようにされているのでしょうか。

指導部長

御家庭での検温等をはじめとした健康観察は、毎日行っていただき、記録を取っていただくことをお願いしています。その結果として、発熱等の風邪の症状がある場合等には、必ず学校に御連絡をいただくようにしています。

また、御家庭で陽性の方が出て、それによって濃厚接触者になっている、御家族の方が濃厚接触者になっている等々で注意が必要な状況等がありましたら、生徒本人が濃厚接触者になれば、もちろん自宅待機ですが、そうではない状況

で、何か心配な状況があるケースの場合には、学校に御相談いただき、それでお休みする場合には欠席にはならない、校長が出席しなくてよいと認めた日という扱いで対応できることを周知して、取り組んでいます。

渡辺(ひ)委員

そのとおりの取組も引き続き行っているとは思うのですが、ただ、先ほど言ったように数字を見ると、そうは言いながらも、無症状で全く自覚がなくて学校に来てしまつて、感染を広げた方や、健康観察等がしっかり行われていない家庭、もしくは様々な状況があつて、今御答弁されたようなことが履行されていないという様々な課題も実際はあると思うのです。皆様が100%きちんと行ってくれれば、その家庭での体調確認で引っかからなかつたから学校に来てしまつて感染したということも分かるでしょうし、今言ったような取組がうまく回っていないので、確認が漏れて学校に来てしまうこともあると思うのですが、その辺りは実際どうなのですか。課題も含めて御答弁ください。

指導部長

無症状で、御家族にも明確な症状がなく、陽性または濃厚接触者ではないケースで、後に陽性になつてしまふケースも可能性はあります。明確な発熱等があれば分かることだと思いますが、どうしてもごく軽い症状だと、後で陽性であるということが分かつたとき振り返つてみると、そういえば数日前に喉が痛いときがあつた、非常に軽い症状だけだったので気がつかなかつたというケースもあります。いろいろな御家庭もありますので、その辺りを十分に把握し、学校にお伝えいただけなかつた、あるいは、御本人すら気づかなかつた状況で起きているということは、実際のところはあることとは思っています。学校を通じて、できる限り蔓延を防止する、感染を広げないためにも、引き続きこういった対応を適切に行っていただけるようお願いしていきたいと思っています。

渡辺(ひ)委員

これはなかなか難しい課題だと思います。強制させる法の仕組みもありませんから、各家庭は自主的に健康観察を行うというルールになっていると思うので、ある意味、そういうことがしつかりできない家庭もあり得る状況の中で、こういう取組を行わなくてはいけないという難しさもあります。再度、何度も徹底してお願いして、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、先ほど来質疑でも出ていましたが、変異株の拡大に伴つて、子供たちへの感染が広がる可能性がある中で、今回の報告資料でも、今後の対応として、感染防止対策をより一層徹底していくと書いてあります。これをもう少し読み解くと、具体的には、県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインが改訂されたということです。こういう取組を進めていくのだろうと私は思うのですが、新しく改訂されたガイドラインについては、特にどの辺りが改訂されたのか、かいつまんで教えてもらえますか。

指導部長

今回のガイドラインの改訂については、国の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが改訂され、その中で特に今回は、変異株の性質、特徴、それに関係した対応の部分が記載されましたので、私どもも文部科学省のマニュアルを参考にしながら、ガイドラインに反映しました。

子供たちへの感染が増えており、県内での感染状況、変異株の割合が上昇しているという状況があります。感染防止対策の強化、徹底を図る意味で、その部分を強調して書かせていただきました。また、消毒の作業について方法を明記させていただきました。例えば、共有部分等の消毒にはアルコール及び次亜塩素酸ナトリウムで消毒することを基本とするといったところです。

渡辺(ひ)委員

アルコール消毒の件の御答弁がありました。我々の認識だと、今までの学校は、水と石けんでの手洗いを励行していたと思いますが、今回の新しい対応において、アルコール消毒を基本とするということは、各学校にアルコール消毒用の消毒液をしっかりと準備をする、もしくは準備したということでしょうか。

指導部長

手洗いも引き続き励行します。その上で、教員が行う共用部分でのアルコール消毒液を使っての消毒を徹底することや、教室等においても入り口等にアルコール消毒液を置いて消毒できるようにすることを通知しています。また、そのための予算措置もしているところです。今、購入も進めていますが、もし足りないような場合には、県教育委員会に相談していただくことも示しています。取組をしっかりと進めていきたいと考えています。

渡辺(ひ)委員

最後に要望ですが、先ほど、生理用品に関しても、予算措置については取りあえず学校の維持管理費という費目から捻出するという話がありました。今御答弁があったアルコール消毒液についてもそうですが、大事なことは、通知を出して、その実行が徹底されることが担保、確認できないと、対策が完了したという話にならないと思うのです。学校の様々な事情で、なかなか入手できないということなどもあるかもしれませんので、その辺りの問題が起きないよう、完全な体制でアルコール消毒に取り組んでいただくことを要望して、私の質問を終わりります。